（住宅整備課の所掌事務）

第八十六条　住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの（都市整備課の所掌に属するものを除く。）に限る。）、第十六号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十三号まで（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）及び第二十四号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

２　中部地方整備局及び九州地方整備局の住宅整備課は、前項に規定する事務のほか、第八十四条第二十号及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務（建設産業課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築安全課の所掌事務）

第八十六条の二　建築安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十四条第十六号（住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に関することに限る。）、第二十号、第二十三号（建築物に関する事故の再発防止対策及び建築物防災対策に係るものに限る。）及び第二十四号（建築基準法又はこれに基づく命令に係る違反建築物、建築物に関する事故及びその再発防止対策並びに建築物防災対策に係るものに限る。）に掲げる事務に関すること。

二　（略）

（公園利活用推進センターの所掌事務）

第八十六条の三　公園利活用推進センターは、第八十四条第四号及び第五号（公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関するものに限る。）並びに第十号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（水政課の所掌事務）

第八十八条　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

十六　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

（地域河川課の所掌事務）

第九十条　地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

七　雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域並びに津波浸水想定区域並びに津波浸水想定に関すること。

（住宅整備課の所掌事務）

第八十六条　住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの（都市整備課の所掌に属するものを除く。）に限る。）、第十七号（建築士に係る措置に関するものに限る。）並びに第二十一号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）、第二十二号、第二十二号の二、第二十三号の二、第二十四号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）及び第二十五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

２　中部地方整備局及び九州地方整備局の住宅整備課は、第一項に規定する事務のほか、第八十四条第二十三号及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務（建設産業課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築安全課の所掌事務）

第八十六条の二　建築安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十四条第二十一号（住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に関することに限る。）、第二十三号、第二十四号（建築物に関する事故の再発防止対策及び建築物防災対策に係るものに限る。）及び第二十五号（建築基準法又はこれに基づく命令に係る違反建築物、建築物に関する事故及びその再発防止対策並びに建築物防災対策に係るものに限る。）に掲げる事務に関すること。

二　（略）

（新設）

（水政課の所掌事務）

第八十八条　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

（新設）

（新設）

（地域河川課の所掌事務）

第九十条　地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　指定区間内の一級河川及び二級河川に係る流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

七　高潮浸水想定区域及び津波浸水想定区域並びに津波浸水想定に関すること。